

1 地域包括支援センターについて（概要）

地域包括支援センターについて（概要）

1 趣旨

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。市町村は責任主体。

2 業務の内容

○ 包括的支援事業

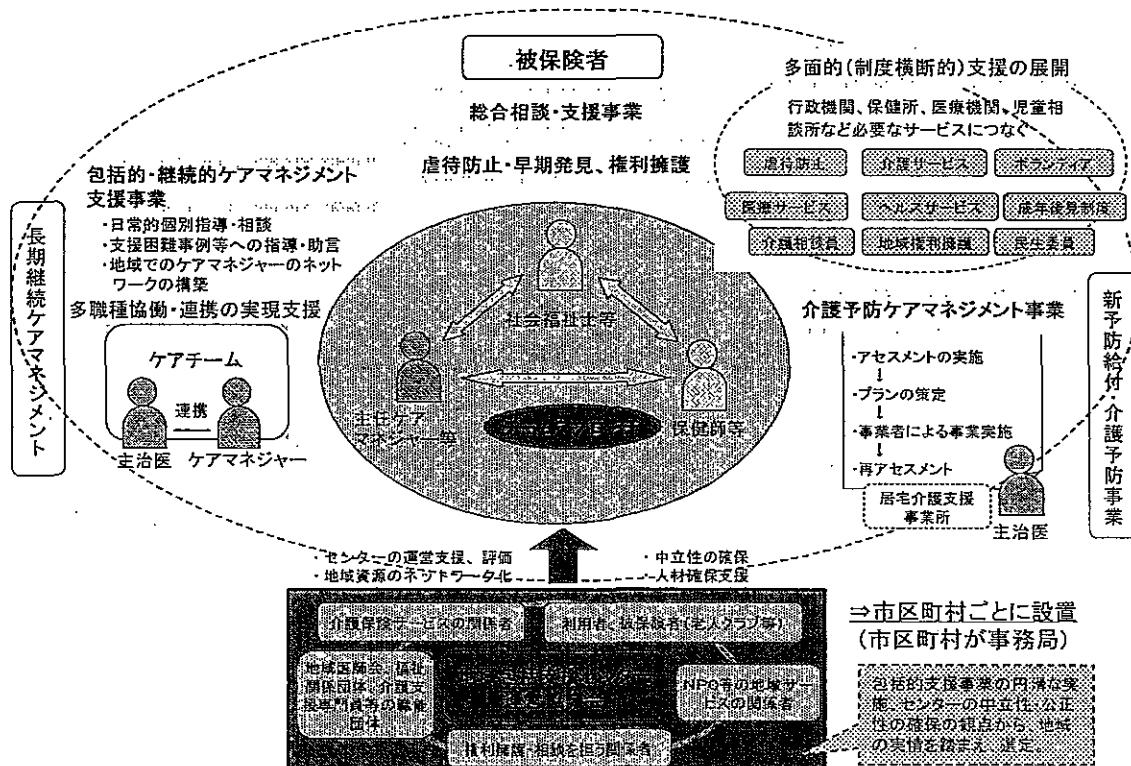
- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 総合相談・支援
- ③ 権利擁護
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

○ 介護予防支援業務

指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

（参考）

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



3 設置主体・職員体制

(1) 設置主体

- 市町村又は市町村から委託を受けた法人（在宅介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人、その他市町村が適当と認める法人）

(2) 職員体制

- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置

(3) 人員配置基準

- ① 市町村は、それぞれの地域包括支援センターに担当させる区域を設定するとともに、職員配置に関しては、以下の基準を原則とする。

	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等
1号被保険者数 3,000～6,000人	1	1	1

（＊）ただし、小規模市町村の場合などには、例外基準がある。

- ② また、指定介護予防支援事業所の配置基準として、次に掲げる専門職のうちから必要数を配置しなければならない。（①の職員と兼任可）
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士
 - ・経験ある看護師
 - ・高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

地域包括支援センターと指定介護予防支援事業者

